

## 事務の受入体制の基本的考え方

### 中間報告の基本的考え方

- 1 都道府県単位の出先機関の事務は、原則として各都道府県に移管。
- 2 ブロック単位の出先機関の事務は、都道府県への移管を検討した後、単独都道府県では担えない事務について広域連合制度の活用など必要となる都道府県間連携を検討。

### ■ 事務の受入体制の考え方

	事務の分類	受入体制の考え方
1 都道府県単位の出先機関	① 各都道府県が単独で実施可能な事務 (例：職業紹介や労働保険に関する事務)	・ 各都道府県が実施
	② 全国一律の運用や全国的情報ネットワークの構築等が必要となる事務 (例：総合的雇用情報システムの維持・管理)	・ 事務の内容に応じ、下記の方法等により対応 i 国(本省)によるガイドラインの作成等 〔情報ネットワークについては、既存システムの維持管理のみ国が実施〕 ii 都道府県による連絡協議会の設置 iii 都道府県による任意組織の設置
2 ブロック単位の出先機関	① 事務の対象・範囲が都道府県内で完結するもの (例：都道府県内で完結する道路・河川の管理)	・ 各都道府県が実施
	② 事務の対象・範囲が複数都道府県にわたるもの (例：複数都府県にまたがる道路・河川の管理)	・ 都道府県への移管を検討した後、単独都道府県では担えない事務について広域連合や協議会等の広域連携組織を設置。

○ 地方自治法に基づく主な広域連携の仕組み

(参考)

	広域連合	一部事務組合	協議会	機関等の協同設置	事務の委託	任意の協議会
制 度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域処理が適当な事務を処理するために設置。</li> </ul> <p>(特別地方公共団体)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務の一部を共同処理するために設置。</li> </ul> <p>(特別地方公共団体)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務の共同管理執行や連絡調整等を行うために設置。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員会や執行機関の附属機関等を共同で設置。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務の一部の管理執行を他の地方公共団体に委託。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別の目的に応じ任意に設置。</li> </ul> <p>(事務の内容や経費負担等は構成団体で協議)</p>
特 徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人格あり。固有の執行機関を有し、責任の所在が明確。</li> <li>・ 広域的・複合的事務を一元的に処理できる。</li> <li>・ 国から直接権限移譲を受けることができる。</li> <li>・ 住民直接請求制度あり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人格あり。固有の執行機関を有し、責任の所在が明確。</li> <li>・ 構成団体の共通事務を一元的に処理できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人の設立を要しないため、設置手続きが簡便。</li> <li>・ 協議会は権利義務の主体となれず、各構成団体の長の名で事務を管理執行。 (不法行為等の責任は各構成団体の連帯責任と解されている。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人の設立を要しないため、設置手続きが簡便。</li> <li>・ 管理執行の効果はそれぞれの団体に帰属。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人の設立を要しないため、設置手続きが簡便。</li> <li>・ 委託側は執行管理権限を失い、法令上の責任は受託側に帰属。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人の設立を要しないため、設置手続きが簡便。</li> </ul>
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人設立手続き等に時間を要する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人設立手続き等に時間を要する。</li> <li>・ 住民参加(直接請求)の仕組みがない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 責任の所在が明確でない。</li> <li>・ 住民参加(直接請求)の仕組みがない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状では共同設置できる機関が限られる。(対象を拡大する改正法案を審議中)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託団体は委託事務に関し、直接権限を行使できなくなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 責任の所在が明確でない。</li> <li>・ 住民参加(直接請求)の仕組みがない。</li> </ul>

※ このほかの広域連携の仕組みとして、地方公共団体間の民事上の委託契約、職員の相互併任による共同処理などが考えられる。